

施設内の盗難事件への対応のポイント

施設だけで解決しようとしてはいけません

施設内で現金などの盗難事件が起きると、施設に管理責任があると考えて、独力で解決しようとしています。また、職員が犯人であれば不祥事になるので、外部には漏らしたくないという意識も働くようです。しかし、盗難事件の犯人は見つからないことがほとんどですから、解決できずに被害者から管理責任を追及されてトラブルとなります。必ず警察に被害届を提出してもらい、警察の捜査に協力するようにしましょう。警察に届け出ることによって、盗難事件解決の責任の比重は警察に大きく移りますから、施設は対応の矢面に立たされなくて済むようになるのです。



現金盗難事件への対応のポイント

■ 盗難の訴えへの対応

利用者や家族から現金の盗難の訴えがあった時には、重大な事件として対応する必要があります。家族の中には自分の記憶に自信が無く、「私の記憶違いかもしれないから」と大袈裟な対応を遠慮する方もいらっしゃいますが、施設内で盗難事件が発生するというのは施設にとっても重大なことなので、きちんと時間を割いて対応します。

「ほかで失くしたかもしれない」と言う場合でも、「では盗難に遭ったかもしれない」ということは、念のためわたくし共では記録いたしますので、後で勘違いだったということであればご連絡下さい」と伝えて、記録に残します。

■ 盗難被害の事実確認

盗難に遭ったという現場に行き、被害者の訴えをお聞きして、被害の状況や時刻、被害金額などを聴いてメモします。次に、被害者に盗難被害の事実には確信が持てるかを確認します。あやふやな記憶で、「お金を盗まれた」と申し出る人も居ますので、落ち着いてもらい記憶を確認してもらいます。「財布の入ったバッグが見当たらない」「バッグに入れておいたはずの財布が無い」など、置忘れや紛失の可能性がある場合には、「心当たりを捜してみましよう」と短時間捜索します。また、「財布から現金がなくなっている」という訴えの場合には記憶違いもあるので、少しの間、記憶を辿って確認してもらいます。あまりに記憶があやふやな場合は、警察に盗難の被害届を受理してもらえないこともありますので、被害者にもそのことを伝えましょう。

金額については、あやふやなことは良くありますので、正確を期す必要はありません。「確か財布に5万円入っていたのだが1万円しかありません」などの確認で十分です。

■ 証拠を保全する

警察の捜査や検証が入るかもしれないので、できるだけ被害に遭った物品には触れないようにします。また、警備員や担当者に指示をして、エントランスやフロアの防犯カメラの映像全てを保全しておきます。時間が経過すると自動的に消去されてしまうものが多いので、データを別に移すなどの手配が必要です。「犯人を目撃した」との訴えがあった場合は、「顔を見たのか」「知っている人なのか」を確認しメモします。

■ 警察への被害届を勧める

本人が現金の盗難被害に確信が持てる場合は、警察への盗難被害の届け出を勧めます。「大袈裟に騒ぎ立てたくない」と躊躇っていても、「あとで盗難被害の事実の確認が必要になった時、警察に届け出ていないと確認ができませんから」と言って説得します。警察に届け出ることによって盗難被害への対応は警察が主導で行うことになり、施設は対応の矢面に立たされなくて済むようになります。

「施設で起こったのだから施設が犯人を捜して」と言われたら、現金の盗難は窃盗犯で警察に届け出なければならないことを説明します。「以前施設内で盗難事件があった時、施設で調査をしたら後に“施設には犯罪の捜査をする権限は無いのだから、警察に届け出なければならない”と厳しく指導されました。」と言えば理解してくれます。

また、被害者が加入している損害保険から盗難被害が補填されることもあります。この保険金請求には警察への被害届が必要になるので説明しておきます。

■ 本人が被害の事実に対して確信が無い場合

本人の記憶があやふやで、「よく考えてみたら勘違いかもしれない」など、届け出をためらう場合は無理には勧めません。盗難被害に確信が持てないのに、軽い気持ちで被害を訴えると、実は思い違いだった時、本人が辛い思いをしてしまいます。また、盗難被害ということになれば、職員が犯人である可能性もありますから、多少なりとも施設職員は動揺します。

盗難の被害を訴えるということは、周囲の人に疑いの目を向けることになりまので、重大なことだという認識を持ってもらわなくてはなりません。

■ 警察への被害届の提出

実際に警察に盗難の被害届を出すには、直接警察に行って「盗難の被害届を出したい」と言えば、被害届の書き方や届け出の方法を説明してくれます。被害者本人が「警察に行く」という言った場合には、「施設内で起きたとこですからご一緒させて下さい」と同行したほうが良いでしょう。

また、施設管理者が警察に電話をして、「施設内で盗難被害が発生しました。どのようにしたら良いでしょうか？」と尋ねる方法もあります。警察が現場の調査が必要だと判断すれば、すぐにやってきて現場検証をするかもしれません。また、犯人が判明している場合は、現行犯逮捕となる場合もあります。

警察への盗難の被害届は、後に「実は勘違いだった」という場合は、被害者届の取り下げもできますから、被害者に説明して安心してもらいましょう。警察への届け出は、犯人が誰か分かっている場合は被害届ではなく告訴状になる場合もあり、状況によって異なりますから、警察の担当者によく相談するようにします。

■ 犯人が誰か分かっている場合

警察へ被害届を出す時点で、犯人が特定されている場合には、警察の対応が異なる場合があります。この場合、被害者は犯人に対する処罰を求めて警察に告訴することもできますが、犯人が損害を補填することを条件に示談で解決することも可能だからです。

被害届は警察に犯罪の被害を知らせて捜査を求めるものですが、被害者が犯人を知っている場合には捜査の必要がありません。警察は加害者の犯罪事実を立証して立件し検察庁が処罰するために起訴するという手続きになります。この手続きを求めるのは、被害届ではなく告訴状という書類になります。しかし、被害者に加害者を処罰する意思が無い場合は、損害を補填してもらい示談で解決することも可能なため、警察は加害者との示談を勧めることもあります。

犯人が職員であると判明している場合、本人が素直に罪を認めた時は、示談で解決することが多くなりますので、被害者とよく話し合う必要があります。ですから、施設は警察への届け出の前に、被害者から犯人が職員であることを告げられたような場合は、施設が職員に事情を聴取して示談で解決するということも考えなくてはなりません。

■ 職員への対応

職員には施設内で盗難事件が発生したことを伝えて、警察の捜査の協力要請に従い事件の解決に協力するよう話します。また、施設が主体的に職員の聴取や調査は行わないことも、伝えておく方が良いでしょう。もし、警察が介入したことで、職員が自ら盗難の罪を施設に申し出て来たような場合には、前述のように被害者と示談することで捜査を終了することも可能なので、警察にその旨相談します。

警察の捜査中に、職員の中に怪しい者が浮かんでも、警察に情報提供して聴取や調査は全て警察に任せ、施設が職員に直接事情聴取することは慎んだほうが良いでしょう。

■ 警察への捜査協力

警察に被害届が提出されると、警察が施設に来て職員から事情聴取をしたり、業務上の書類や防犯ビデオの映像などの提出を求められることがありますので、できる範囲で協力します。警察から施設の業務上の書類の提出を求められた時、職員個人の情報であってもシフト管理表などの業務上の情報であれば提出しますが、個人の身上に関わるプライバシー性の高い情報については拒否します。

